

【マイナ保険証関連】 「資格情報のお知らせ」配付について

- マイナ保険証について
- 資格情報のお知らせについて
- 資格情報のお知らせについてQ & A
- 海外駐在員の方へ(マイナ保険証全般について)
- 2024年12月31以降に定年退職後、
再雇用される方へ(保険証回収について)
- お問い合わせ先

2024年9月25日
住友ゴム工業健康保険組合

住友ゴム工業健康保険組合の状況 2024年7月31日現在
マイナ保険証 登録率…62.34% (全国平均80.00%)
マイナ保険証 利用率…10.44% (全国平均12.83%)

●現在の「健康保険証」について

- ・2024(令和6)年12月2日以降、新規発行は不可となります。
(ご家族分、紛失、破損、中途入社、有料 いずれの場合も不可となります)
- ・但し、当健保の保険証は2025(令和7)年12月1日まで現状どおり使用可能です。(経過措置)

●「資格確認書」(＝マイナ保険証の代わりになるもの)について

- ・マイナンバーカード未取得 または マイナ保険証として未登録 の方などに発行します。
- ・但し、当健保の保険証をお持ちの場合は、2025年12月1日まで保険証使用可能のため、資格確認書は発行しません。

●「資格情報のお知らせ」について (2024年10月中旬から配付開始)

- ・マイナ保険証で受診できない医療機関で必要になります。
- ・本人及び健保扶養家族(＝9/20時点の情報)のマイナンバーが正しく登録されているか確認願います。

●「マイナ保険証」の利用促進について

- ・マイナンバーカードを取得し、かつ、マイナ保険証として登録するよう、ご協力をお願いします。

マイナンバーカード取得、マイナ保険証としての登録は、いずれも強制ではありませんが、
みなさんにもメリットがあり、健康保険組合の事務効率化にもつながりますので、
マイナ保険証の利用について、ご協力を依頼するものです。

2024年12月2日にマイナ保険証への一本化スタート

《スケジュール》	2024(令和6)年			2025(令和7)年				2025(令和8)年
	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1月～
① 保険証	<12月1日以前の加入者>			12月2日 保険証新規発行廃止				
	2024(令和6)年12月1日以前に交付した保険証は、2025(令和7)年12月1日まで使用可。							
② 資格 確認書	<12月1日以前の加入者>			マイナ保険証有していない方が保険証を紛失した場合は申請により交付				
	<12月2日以降の加入者>			資格取得届や被扶養者異動届に資格確認書の交付希望欄を設け、資格確認書の交付を希望する者に対して、新規加入時に交付。加入後、職権交付事由に該当した場合は職権交付。				
	<12月1日以前の加入者>			経過措置終了 までに交付				
③ 資格 情報の お知らせ	<12月1日以前の加入者>			職権・申請 交付開始				
	Ⅰ 2024(令和6)年10月までに交付。 個人番号下4桁も併せて送付。			Ⅱ 個人番号下4桁 送付後の加入者				
	<12月2日以降の加入者>			Ⅲ 新規加入時に加入者へ交付。個人番号下4桁の記載はなし。				

●現在の健康保険証について【国内の全ての保険者で共通】

- ・2024(令和6)年12月2日以降、**新規発行は不可**となります。
(ご家族分、紛失、破損、中途入社、有料 いずれの場合も不可となります)
- ・但し、当健保の保険証は2025(令和7)年12月1日まで現状どおり使用可能です。(経過措置)

①保険証の新規発行停止:

- ✓ 2024(R6)年12月2日から新規発行は停止(紛失等による再発行も不可)
- ✓ 経過措置として発行済の保険証は2025(R7)年12月1日まで使用可能。
- ✓ 基本的にマイナ保険証を使用することとし、マイナカード未取得等の対象者へは資格確認書を発行し対応。

②資格確認書:

- ✓ 目的:マイナ保険証による資格確認出来ない場合の代替措置として必要な場合に発行予定。
- ✓ 対象者:マイナンバーカードの未取得者、またはカード所持者で保険証利用の未登録者。
諸事情により第三者へマイナカードを預けている方。
- ✓ 発行方法:事業主経由で発行依頼を受け付け、事業主経由で交付。
任意継続者は健保組合から直接ご本人へ送付。
- ✓ 形状等:形状等は未定だが紙面を予定。必要事項のみ記載し、有効期限は5年以内の予定。

③資格情報のお知らせ発行:

- ✓ 目的:国の方針によりマイナンバーの総点検を行った上で、現在正確に情報が登録されていることをご本人にお伝えし、安心してマイナ保険証を利用頂くこと。
- ✓ 対象者:**「個人番号下4桁あり」**2024(R6)年8-9月の設定日(=当健保は9/20)時点における全加入者。(前頁Ⅰ)
「個人番号下4桁なし」2024(R6)年8-9月の設定日(=当健保は9/20)以降の新規加入者(前頁Ⅱ Ⅲ)
- ✓ 送付方法:政府方針に基づき原則事業主経由で送付。(任継者へは健保から直接)

◇保険証廃止に伴うお願い事項

- ①資格取得届・被扶養者異動届の迅速な届け出:届出は個人番号記入の上、5日以内の届出順守
- ②マイナ保険証の利用促進:当健保の最新の登録率と利用率はP1ご参照ください。
- ③資格情報のお知らせの配付:10月末までに配付しますのでマイナンバー下4桁に誤りないか確認ください。

(1) 配付対象者

- ・国の指示により、被保険者(＝社員)及び健康保険の扶養に入っているご家族を含めた全員対象に発行 (9/20(金)午前中時点のデータ)

(2) 配付方法・配付時期

- ・本人及び健保扶養家族ごとに封筒に封入(一人につき一通)
- ・配付は10月末まで
- ・職制を通じての配付にご協力ください。(10月中旬～10月末)
- ・海外駐在員(留守宅or現地)・任意継続者は直接送付します。

(3) 配付目的及び配付されたら各自でしていただきたいこと

- ①マイナンバー下4桁を通知し正しく登録されているか加入者が各自で確認のため
→表示されているマイナンバー下4桁に誤りや変更が無ければ特に何もしていただく必要はありません。
但し、下記②のケースで必要となるため各自にて保管してください。
→誤りや変更が有る場合の申請方法は後日お知らせします。
- ②マイナ保険証が利用できない医療機関を受診する際に必要となるため。

備考 国の指示により日本国内の全健康保険組合で発行されます。(10月末まで)
配付・確認についてご協力をお願い致します。

	質問	回答
1	対象者の自宅に直接郵送した方がいいのでは？	国(厚労省)から、会社を通しての配付を求められているため、職制を通しての配付としておりますのでご了承ください。
2	対象者の家族情報や部署情報はいつ時点のデータですか？	家族情報等は9/20(金)午前中時点の情報ですが、部署情報などはそれよりも前の場合がありますのでご了承ください。
3	10月末までの退職者の「資格情報のお知らせ」の扱いは？	最終出勤日までに渡すことができる場合は渡してください。不可の場合は自宅に郵送します。(部署に配付された場合は人事または健保に返送してください)
4	長欠・休職・産休・長期出張者の「資格情報のお知らせ」の扱いは？	10月末までに渡すことができない場合は自宅に郵送します。(部署に配付された場合は人事または健保に返送してください)
5	封筒の形式や中身は？	定型封筒に「資格情報のお知らせ」と「説明文書」が封入されています。 封筒の穴あき部分には、氏名、健保証番号、所属コード、所属名称、社員番号が表示されています。
6	並び順は？	住友ゴムの所属コード8桁順です。
7	配付時に通達は発信されますか？	9/10付通達を再掲します。(一部内容追記します)
8	海外駐在員への送付方法は？	・家族帯同者と独身者 →現地法人宛に親展社内メール便で送付します。 ・単身赴任者 →本人分を含めて日本国内の留守宅に郵送します。

	質問	回答
9	任意継続被保険者(＝退職後の継続被保険者)などへの送付方法は？	自宅へ郵送します。
10	本人・家族で封筒を分けずに世帯ごとに封入した方が配付数が少なくてよかったのでは？	ご意見はそのとおりだと思うのですが、一方で封入時に混入のリスクがあったため個別封入としております。ご了承の程お願いします。
11	対象者や家族のマイナンバーに変更があった場合の修正申請方法は？	SmartHRで申請できるよう(人)で調整中です。確定したら展開します。
12	世の中や社内的にもペーパーレス化が進んでいるのだから、SmartHR経由で配付するなど、紙面以外の配付でもよかったのでは？	厚労省からの事務連絡では、電子的な送付について「加入者自身が印刷することが可能となっていること」が求められています。 当社では全ての方がプリンターで印刷できる環境ではないため、混乱の無いよう全員紙面配付としましたので、ご了承の程お願いします。
13	「マイナンバーカード」を取得していない場合、どのようにして確認を進めたら良いでしょうか？	マイナンバー制度導入時に郵送された「通知カード」や令和2年5月25日からは「個人番号通知書」が発行されていますので、そちらをご参照いただければと思います。 マイナンバーのお知らせ方法が「個人番号通知書」に変わりました－マイナンバーカード総合サイト (kojinbango-card.go.jp)

- 現在の健康保険証について【マイナンバー有無にかかわらず】
 - ・当健保の保険証は2025(令和7)年12月1日まで現状どおり使用可能(ご家族分含む)ですので、マイナンバーカード未取得、または、マイナ保険証として未登録の方は、継続使用してください。
- 「資格確認書」(=マイナ保険証の代わりになるもの)について (2025年11月発行予定)
 - ・マイナンバーカード未取得、または、マイナ保険証として未登録の方には、2025年12月1日より前に職権で「資格確認書」を発行し、各拠点に親展社内メール便で送付します。
 - ・有効期限は2029年11月30日(予定)ですので、期限内に日本へ帰任されましたら、別途、マイナンバーカードを取得していただき、マイナ保険証としての登録にご協力ください。
- 「資格情報のお知らせ」について【マイナンバーが登録されている方】(2024年10月中旬配付開始)
 - ・マイナンバー下4桁が記載されており一人一通の配付となります。
 - ・本人及び健保扶養家族(=9/20時点の情報)のマイナンバーが正しく登録されているか確認願います。
 - ・確認後、誤りが無ければ何もしていただく必要はありません。
 - ・但し、マイナ保険証で受診できない医療機関で必要になりますので各自で保管してください。
 - ・もし誤りがある場合は申請方法を連絡しますので、健保までお問い合わせください。
 - ・家族帯同者と独身者には各拠点に親展社内メール便で送付します。
 - ・単身赴任者(本人分含む)は日本国内の留守宅に郵送します。(←現地でマイナンバー確認できないと思われるため)

●現在の健康保険証について

- ・当健保の保険証は2025(令和7)年12月1日まで現状どおり使用可能(経過措置)となっていますが、
定年退職される方は再雇用時点で新たに被保険者資格を取得し、被保険者番号が変更となるため
現在お持ちの住友ゴム工業健康保険組合の健康保険証はご使用いただくことができません。

(例)2024年12月31日定年退職、2025年1月1日再雇用の場合

- 2024年12月31日まで現在の保険証使用可能ですが翌月に回収となります。(ご家族分含む)
- 2025年1月1日以降、原則としてマイナ保険証をご使用いただくことになります。(ご家族分含む)

但し、マイナンバーカード未取得者やマイナ保険証未登録者はSmartHRから申請いただくことで健康保険証の代わりとなる「資格確認書」を発行します。(有効期限あり)

- ・「資格確認書」が必要な場合の申請方法につきましては、人事担当がSmartHRで発信する退職手続きにて案内しますので、その際にご確認の程お願い致します。

＜ご参考＞ 住友ゴム工業健康保険組合 ホームページアドレス
マイナ保険証関連の各種情報を掲載していますので、ご参照ください。

<https://www.kenpo.gr.jp/sri/>

2024年9月10日付 健保発信通達

[住友ゴム工業通達 - マイナ保険証に関する「資格情報のお知らせ」配付について \(sharepoint.com\)](#)

ご不明な点がございましたらお問い合わせくださいますようお願い致します。

住友ゴム工業健康保険組合 富川 yoshiyuki-tomikawa.az@srigroup.co.jp

以 上